

衆議院内閣委員会ニュース

【第203回国会】令和2年11月11日（水）、第2回の委員会が開かれました。

1 和田内閣府大臣政務官から発言がありました。

2 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

- ・加藤国務大臣、小此木国務大臣、河野国務大臣、坂本国務大臣、西村国務大臣、平井国務大臣、橋本国務大臣、井上国務大臣、熊田総務副大臣、田所法務副大臣、伊藤財務副大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人並びに参考人尾身茂君に対し質疑を行いました。

(参考人) 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

(質疑者) 今井雅人君（立民）、塩川鉄也君（共産）、古屋範子君（公明）、平将明君（自民）、大河原雅子君（立民）、森山浩行君（立民）、柚木道義君（立民）、大西健介君（立民）、後藤祐一君（立民）、岸本周平君（国民）

(質疑者及び主な質疑事項)

今井雅人君（立民）

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況について、いわゆる第3波であることの認識及び緊急事態宣言発令の検討状況

イ 感染が拡大する北海道について、新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の提言を踏まえてG o T oトラベル事業の適用対象外とする可能性

ウ 人の流れを分散させることを目的とした官公庁の年末年始の休日の取扱い

エ ウについて、来年の仕事始めを暦よりずらすのではなく、各職員に休暇を多く取得してもらう対応とすることの確認

(2) 選択的夫婦別氏について、年末に取りまとめが予定されている第5次男女共同参画基本計画において、一定の方向性を示すことの確認

(3) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題

ア 会員候補6名が安全保障政策等の政府の方針への反対運動を先導することを懸念し、総理大臣官邸が任命を見送る判断をしていたとの報道内容の事実確認

イ 任命権は内閣総理大臣にあり、選考基準をもって選考することの確認

ウ 内閣総理大臣が杉田官房副長官に指示した選考基準の内容

エ 会員候補6名は総合的、俯瞰的観点から任命されなかったことの確認

オ 会員候補6名が公務員になることの適格性

カ 補充人事について、日本学術会議が推薦をし、内閣総理大臣が任命するという手続の確認

キ 会員候補6名が補充人事の推薦リストから排除されないことの確認

ク 日本学術会議の在り方について議論を行う前に、会員候補6名を補充人事で任命する必要性

ケ 任命の判断について、民間出身者が少ないこと等を理由とした本年11月2日衆議院予算委員会の答弁から、民間出身者が少ないこと等は直接の理由とならないとした同月4日衆議院予算委員会の答弁へ変更した理由

コ ケについて、答弁を修正したことの確認

サ 内閣総理大臣が、多様性が大事であることを念頭に任命の判断をしたことと、会員候補6名の任命を行わない判断をしたこととの関係

シ 平成30年の「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について

て」(以下「平成30年の文書」という。)について、日本学術会議事務局が日本学術会議へ口頭で説明した内容

ス シについて、日本学術会議の推薦名簿を必ずしもそのまま任命する義務があるとまでは考えられないことを説明したかの確認

セ 平成30年の文書以前に、任命について考え方が示された文書があるかの確認

ソ シについて、会議録の有無

塩川鉄也君(共産)

(1) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題

ア 日本学術会議と総理大臣官邸との事前調整

a 日本学術会議が推薦名簿の提出前に一定の調整を行った内閣府の事務局の具体的人物

b 事務局には内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官が含まれることの確認

c 推薦前の調整が整わないと会員の任命に至らない理由

d 日本学術会議の推薦に当たって、任命の考え方のすり合わせを行うことが条件であることの確認

e 今般の会員任命拒否は法律に基づかず、過去の国会答弁にも反する日本学術会議への違法な政治介入であるとの指摘に対する政府の見解

イ 平成30年の文書

a 平成30年の文書の起案者及び最終決裁者

b 日本学術会議事務局長が平成30年の文書の作成を指示した理由

c 平成30年に山極日本学術会議会長(当時)が「杉田官房副長官に対して会員候補の任命に難色を示した理由を求めたが断られた」と発言した内容の事実確認

d 平成30年の文書を山極会長(当時)に相談した事実の有無

e 山極前会長の「平成30年の文書について説明は受けておらず、文書の存在すら知らない」旨の発言の事実確認

f 平成30年までの会員の推薦の在り方を変更しようとする文書を当時の会長に提示しなかった理由

g 平成30年までの解釈を山極会長(当時)が知っていたかどうかの確認

h 平成30年の文書を山極会長(当時)に提示しなかったことの不当性

i 平成30年の文書の作成に当たって総理大臣官邸や内閣府の事務局に相談、説明に行った事実の確認

j 平成29年の会員の半数改選及び平成30年の会員の補充に当たって定員を上回る推薦を行うことを総理大臣官邸と相談したかどうかの確認

k 内閣総理大臣は日本学術会議の推薦どおりに任命する義務はないとする文書は、平成30年以前に存在しないことの確認

ウ 日本学術会議法の一部改正時の想定問答集

a 昭和58年の日本学術会議法の一部改正の際の日本学術会議事務局作成の想定問答集の想定問47の内容及び総理府作成の想定問答集の間10の内容

b 平成16年の日本学術会議法の一部改正の際の総務省作成の日本学術会議法法案説明資料の会員の推薦関係(29頁)の内容

c 資料要求している平成16年の日本学術会議法の一部改正の際の日本学術会議事務局作成の想定問答集を直ちに提出する必要性

エ 任命拒否された6名の会員候補者を直ちに任命する必要性

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 現在の感染拡大状況に対する西村国務大臣の評価

イ PCR検査

- a 医療スタッフ及び介護スタッフへの定期的な行政検査として公費で行う必要性
- b 行政検査を増やすために都道府県の負担額を軽減する必要性及び予備費を活用して地方創生臨時交付金を拡充する必要性

ウ 国民健康保険料

- a 減免の実績及び減免を拡大する必要性
- b 予備費の活用を含めた減免の必要性に対する西村国務大臣の見解

古屋範子君（公明）

- (1) 全ての男性に育児休業を義務付ける必要性
- (2) 不妊治療の助成拡充・保険適用、仕事と両立できる職場環境整備を進める必要性
- (3) 出産育児一時金を50万円に引き上げる必要性
- (4) 性暴力被害者の支援のための全国共通ダイヤルの周知、SNS等による相談体制の構築及びワンストップ支援センターの24時間365日体制を全都道府県で整備する必要性

平将明君（自民）

- (1) 内閣委員会でITの活用が進んでいないことに対する平井国務大臣の所感
- (2) デジタルガバメント、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていく上での平井国務大臣のUI（ユーザーインターフェース）、UX（ユーザーエクスペリエンス）に関する見解
- (3) 政府がクラウドサービスを利用するに当たってのセキュリティや安全保障上の問題に対する平井国務大臣の見解
- (4) AI活用を見据えたデジタルガバメント推進の必要性
- (5) 個人情報保護に係る条例の標準化についての取組方針

大河原雅子君（立民）

- (1) コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会
 - ア 研究会を発足させた意図
 - イ 研究会の検討内容が第5次男女共同参画基本計画に生かされるか否かの確認及び緊急的課題についての対応
 - ウ 研究会の名称においてコロナ「下」としている趣旨
 - エ 誰一人取り残さない姿勢を政府が国民に示す必要性
- (2) DV対策
 - ア 女性に対する暴力根絶についての橋本国務大臣の決意
 - イ 専門委員会の議論等の概要
 - ウ 第3次補正予算において措置を講ずる必要性
 - エ ワンストップ支援センターの強化策として予定される具体的な予算措置
- (3) 女性に対する支援に当たっては、ジェンダー平等の観点から男性の意見も聞く必要性
- (4) 男性の生きづらさについての坂本国務大臣の見解
- (5) 少子化対策という言葉についての坂本国務大臣の見解
- (6) 不妊治療の保険適用の拡大の検討状況及び実施時期

森山浩行君（立民）

- (1) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
 - ア 「総合的・俯瞰的」という選考基準は、会員となる各学者に求められるのか、会議全体としてそうあるべきということかの確認
 - イ 会員の任命に関する海外のマスコミ等の報道を踏まえ、任命拒否の理由を明確に説明する必要性
 - ウ 6人の欠員が生じている中で、再度会議から提案があった場合、政府で検討することの確認
- (2) コロナ禍における大阪・関西万博及びI Rの推進
 - ア 大阪・関西万博においてリアルとバーチャルを併用するに当たって、会場に行く動機となる手法の検討状況
 - イ I R事業が世界的に下火になる中、来場者数等の想定や目標の妥当性
 - ウ コロナ禍におけるI Rの推進についての政府の見解
 - エ カジノ管理委員会
 - a 委員会の活動状況
 - b 海外の反社会的勢力のカジノ事業への関与の把握
- (3) コロナ禍における教育環境
 - ア タブレット及びルーターの学校への配付状況
 - イ リモートで授業できる環境整備の必要性
- (4) 新型コロナ対応・民間臨時調査会「調査・検証報告書」
 - ア 西村国務大臣の評価
 - イ P C R検査の拡大について前半の戦略が十分でなかったとの指摘に対する政府の見解
 - ウ 新型インフルエンザへの訓練が十分な想定ではなかったとの指摘に対する西村国務大臣の見解
- (5) 最悪の事態を想定して危機管理を行う必要性
- (6) 令和2年6月に公表された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の報告書に政府の総括や検証の記載がないとの指摘についての西村国務大臣の見解
- (7) パンデミック対策等の国際的なテールリスク事案については別枠で予算編成を行う必要性

柚木道義君（立民）

- (1) G o T o トラベル事業
 - ア 分科会の方針としてステージ3になれば北海道を対象から除外するかの尾身参考人の見解
 - イ 同事業に由来する新型コロナウイルスの感染者数が131人であるとの政府発表についての尾身参考人の認識
 - ウ 分科会の方針として同事業に由来する新型コロナウイルスの感染者数ではなくステージレベルを同事業の中断の判断基準としているかの尾身参考人の見解
 - エ 政府としてステージ3になれば同事業から対象地域を除外するかについての確認
 - オ 政府として同事業に由来する新型コロナウイルスの感染者数ではなくステージレベルを同事業の中断の判断基準とすることの確認
- (2) 雇用調整助成金及び住居確保給付金の延長の必要性
- (3) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
 - ア 平成30年の文書を当時の日本学術会議事務局長から山極会長（当時）に口頭のみで報告した理由
 - イ 平成30年の文書を山極会長（当時）に見せる必要がないと考えた理由
 - ウ 法解釈の変更も説明をしたという証拠がないにも関わらず法解釈変更が可能となるような国家が法治国家といえるのかについての加藤国務大臣の認識
 - エ 平成30年の文書を山極会長（当時）に見せる必要がないと判断した理由について前事務局長への確認の有無
 - オ 平成30年の文書作成の背景に総理大臣官邸の実質的な圧力があつたことの確認
 - カ 政府が考える「事前調整」と「すり合わせ」の違い

- キ 事務の内閣官房副長官が国会で答弁した例
- ク 杉田内閣官房副長官を国会へ出席させ国民への説明責任を果たす必要性
- ケ 杉田内閣官房副長官が平成28年の文化審議会委員の選考で事前に政権へ批判的な候補者を差し控えるよう指示をした事実の有無
- コ 文化審議会委員の候補者が政権に批判的であることを確認するために行った調査方法及び日本学術会議会員候補者について同様の調査を行ったかどうかの確認
- サ 杉田内閣官房副長官の下で内閣情報調査室や公安警察等が政権に批判的であるかについての調査を行っているかの確認
- シ 6名の日本学術会議会員候補者による反政府先導を懸念して任命を見送る判断を行ったことが事実ではないと否定しないことの確認
- ス 反政府先導を懸念して任命を見送る判断を行ったことの実事関係を調査する必要性
- セ 政府として会員候補者の任命において反政府的な運動を理由として拒否したことはないという答弁を行う必要性

大西健介君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
 - ア 本年9月から新規感染者数が増えてきた理由
 - イ 感染が拡大している中で、今月末が期限である大規模イベントの収容人数を会場の定員の2分の1までとする制限措置を継続していくかどうかの確認
 - ウ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大規模イベントとしての該当性
 - エ 感染が収束する前に休業要請と休業補償に係る規定の両方を盛り込む新型インフルエンザ等対策特別措置法の再改正を行う必要性
- (2) 公文書における押印の廃止
 - ア 山梨県知事からの批判を受けた自身のツイッターの投稿についての河野国務大臣の謝罪の意向
 - イ 河野国務大臣が押印の廃止に反対する印章関係者と面会する意向
 - ウ デジタル化に伴って業態転換を余儀なくされた業界に対する国の支援の必要性
- (3) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
 - ア 平成30年の文書を日本学術会議事務局長から山極会長（当時）に口頭で説明したとの国会答弁の事実関係
 - イ 平成30年の文書は事務局が自発的に作成したかどうかの確認
 - ウ 平成28年に日本学術会議が105名の定員を超える110名超の推薦者名簿を提出したことの確認及び平成30年の文書作成との関係
 - エ 110名超の推薦者名簿の提出は杉田内閣官房副長官からの求めに基づくものかどうかの確認
 - オ 平成30年の文書は総理大臣官邸が指示して事務局に作成させたかどうかの確認
 - カ 日本学術会議法第26条に基づき、内閣総理大臣が「会員として不適当な行為がある」として会員を退職させた事例
 - キ 政府に批判的な言動をとることが同法第26条の「会員として不適当な行為」としての該当性
 - ク 平成30年の文書にある、日本学術会議の推薦に基づき「任命すべき義務があるとまでは言えない」という文言と「任命すべき義務がない」との意味の差異
 - ケ 同法第26条の「不適当な行為」として平成30年の文書に例示された、犯罪行為、研究資金の不正使用や論文のデータ改ざん等の不正行為により大学を退職させられた会員が任命あるいは任命を拒否される可能性
 - コ 同法第17条に基づく推薦があっても、明白に法定の手續に違背しているとき、若しくは国家公務員の欠格条項に該当するときは任命されないことの確認
 - サ 平成30年の文書においても任命拒否の範囲を極めて狭く解釈し、6名の任命拒否には当てはまら

ないとの考えに対する加藤国務大臣の見解
シ 仮に定員の倍である210名を推薦させたり、105名の推薦者中50名又は1名しか任命しなかったりした場合であっても、同法の趣旨に反しないかどうかの確認

後藤祐一君（立民）

- (1) ビデオ会議アプリ「Z o o m」による質問通告を全省庁で行えるようにする必要性
- (2) コロナ禍における特別な対応として叙勲の受章者の宮殿内見学及び写真撮影を継続する必要性
- (3) 地方公務員の給与改定等に関する取扱い
 - ア 総務副大臣通知における「国における給与法の改正の措置」及び「支給基準日」の確認
 - イ 各地方公共団体における条例改正を柔軟に認める必要性及び給与法改正を待たずに条例改正を行った地方公共団体に対して不利益な取扱いを行わないことの確認
- (4) 令和2年度の地方税収の大幅減収が予想されることから、減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目に地方消費税を含め弾力的に対応する必要性
- (5) 雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間を令和3年3月末まで延長する必要性
- (6) 現行法上、地方議会の本会議がオンライン化できないことの確認及びオンライン化するために地方自治法を改正する必要性
- (7) 現行の戸籍法上の戸籍に振り仮名を振ることが可能かどうかの確認及び不可能な場合は法改正する必要性
- (8) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
 - ア 99名を任命する決裁の原案を杉田官房副長官が作成したことの確認
 - イ 推薦された者を任命しない法的根拠が設置目的に反する場合のみかの確認
 - ウ 推薦された者を任命しない場合の全ての法的根拠
 - エ 「主観的に政府当局の気に食わない」ことが日本学術会議法の設置目的等に反する可能性
 - オ 「主観的に政府当局の気に食わない」ことを理由に任命を拒否できないことの確認
 - カ 今回、6名が任命されなかった理由が「主観的に政府当局の気に食わない」ことかの確認
 - キ 今後の会員候補者の推薦及び日本学術会議の在り方の議論にとって任命拒否の理由が必要であるとの主張に対する、梶田日本学術会議会長の意見を踏まえた上での日本学術会議事務局長の見解
- (9) 欧米で感染拡大している新型コロナウイルスが日本で感染拡大しているものとは別の変異型ウイルスであるかの確認

岸本周平君（国民）

- (1) 介護保険料を若年世代からも徴収しなければ介護保険制度が維持できないのではないかの考えに対する平井国務大臣の見解
- (2) 介護人材確保のための財源の確保・処遇改善及び特定疾病の範囲の見直しを行う必要性
- (3) (1)及び(2)の議論に対する全世代型社会保障改革担当大臣としての西村国務大臣の見解
- (4) デジタル庁が目指す社会像に対する平井国務大臣の見解
- (5) これまでの内閣情報通信政策監（政府C I O）の功績に対する平井国務大臣の見解
- (6) デジタル庁の権限に対する平井国務大臣の見解
- (7) 民間のIT人材育成及びデジタル庁の職員の処遇に対する平井国務大臣の見解
- (8) デジタル庁によるリーダーシップと地方分権とのバランスに対する平井国務大臣の見解